

2020年8月12日発令新型コロナウイルス感染予防に関する諸法規定の改正条例
新型コロナウイルス感染の予防に関する条例
(Coronaschutzverordnung - CoronaSchVO)

第一条
公共の場での行動義務、人のグループ

- (1) 感染予防の基本ルールが理解できる人は誰も、公共の場で、自分または他人を、回避できる感染の危険にさらさないよう行動する義務がある。
- (2) 公共の場において、数人が集合してもよい条件は下記のとおり：
 1. 直系の親族、兄弟姉妹、配偶者、同居しているパートナー
 2. 最大二つの世帯に住む人
 3. 支援が必要な人や未成年者の同伴
 4. 世話の重要な理由から必要不可欠な会合
 5. その他の場合、最大 10 人のグループ第 1 節 1 番、そして 3 番～5 番は、同一世帯に住んでいるかどうかは問わない。即ち、面会交流権は無条件に厳守されなければならない。
- (3) それ以外の集会・集合は追って通知のあるまで禁止となる。例外は下記のとおり：
 1. 許可された施設での決まりに則した使用の際の会合
 2. 本条例にて許可された集会・会合への参加
 3. 許可されたスポーツの活動、並びに許可される青少年育成活動および青少年のソーシャルワーク
 4. 公共の場における、職業訓練のために必要な会合
特に、保育園・幼稚園、学校の運営に対しては、コロナ支援条例の特別規則は、適用されない。

第二条
ソーシャルディスタンス、マスク

- (1) 本条例1条にて許可されたグループ以外、公共の場では、本条例に他の決まりが無い限り、1.5mの人的最小距離を厳守すること。
- (2) 人的最小距離 1.5メートルの確保が医学・法律・倫理・建設的な理由で不可能の場合、布のマスク(例えば、日常生活用のマスク、スカーフ、布)の着用を奨励する。上記の規則は、治安当局、消防隊、救急隊、災害対策部隊の出動の際には、人的最小距離の確保が不可能な場合には、適用されない。
- (3) 所有者、マネージャー、従業員、並びに顧客、利用者、患者は、第2項 1 節則りマスク着用義務がある。
 1. 屋内のコンサート及び演奏会(指定席を除く)
 - 1a. 第 13 条 1 項と 2 項に則った屋内のその他の、イベント及び集会
 - 1b. 屋内の美術館・博物館、展覧会、ギャラリー、キャッスル、城、記念館などの施設
 2. 動物園、植物園、公園の屋内の施設
 - 2a. 遊覧船、馬車や歴史的な鉄道の室内、同様の施設
 3. 運転教習所・実習室及び運転免許試験の際
 4. 売店、販売店、市場、ショッピングセンターの全館内、ショッピングモール、アウトレットなどの施設、並びに馬券売り場
 5. 商品見本市、コンgres会場(座席を除く)
 6. 手工業およびサービス業のすべての販売店舗及び展示会場、並びに、顧客との 1.5mの最小距離を確保が不可能な手工業・サービス業のサービスの提供及び利用の際
 7. 屋内レストラン(座席を除く)
 8. 診療所、病院などの、医療施設
 9. 旅客輸送サービスとその施設を利用する場合
 10. 上記の施設利用の為入口前でのならぶ際なお、本規則は、6歳未満の子供、並びに、医学的な理由でマスクの着用が不可能な人には適用されない。また、第 1 節に則った義務は、所有者、マネージャー、従業員に対して、マスクの代わりに同様な効果のある感染防止対策(例えば、ガラス、プレキシガラスなどの間仕切り)を使用してもよい。さらに、布のマス

クの長時間着用が障害となる場合、顔を全面的に覆うバイザーを代用してもよい。なお、サービス、医者の治療、或いはその他の理由(例えば、耳が聞こえない人や難聴の人とのコミュニケーション、乗客輸送の電車の中での飲食の際)で必要不可欠である場合、マスクを外してもよい。マスクの着用の義務を守らない人は、当該のサービス及び施設の利用を、そのサービス及び施設の責任者から、断ることが出来る。但し、選挙の際、マスクの義務を違反する人に対しても選挙権を行使できるように、適切な措置を講じなければならない。

(4) 感染防止法第 28 条第 1 項に準じた予防措置のための州法に則って、所轄当局は、人的最小距離の確保の遵守が不可能である公共の特定の場所/領域に対して、現地の必要(空間状況、地域の感染状況など)に応じて、上記の規制の適用を追加的に指図することもできる。

第二 a 条 追跡調査可能性(トレーサビリティ)

(1) 本規則に則った簡単な感染経路追跡確認トレーサビリティは、場所を提供した人(主催者、賃貸人、施設管理者、営業者、イベント経営者など)が出席者(客、賃借人、参加者、訪問者、顧客、利用者など)の承諾を得て、全出席者の名前、住所、電話番号を、且つ人の入れ替わりがある場合には、滞在期間あるいは入退時間を記録し、このデータを 4 週間保管することにより、保証されなければならない。本データを責任者が既に収集している場合には、別途のデータは必要としない。

(2) 本規則に則った簡単な感染経路追跡確認トレーサビリティは、第 1 節に準拠した責任者は、第 1 節の則り、追加として、データ収集に関して席配置プランを作成し、4 週間保管することで保証される。なお、席配置プランには、出席者の誰が何処の席に座ったかを明記のこと。

(3) 前節で上げた個人情報、適用される一般データ保護法の規則に従って処理されなければならない、特に非権限者のデータへのアクセスが無いことを保証し、4 週間の期限の後にデータ保護に準拠して完全に破棄しなければならない。また、第 1 節に準拠したデータ収集の担当責任者は、追加として、デジタルデータ収集を提供できるが、すべてのデータ保護要件(特にデータが外部に保存されている場合)および 4 週間後にデータ保護に準拠して完全に破棄することを保証する必要がある。さらに、必要に応じて、データを所管当局が使用できる形式で、例えば、紙の形式での要求に応じて、無料で利用できるようにする必要があります。いずれにせよ、デジタルデータの収集に同意しない人には、紙ベースのデータ収集のみを提供する必要があります。

(4) 複数の人々が集会・会合をするすべてケースで、この規制が第 1 節と第 2 節に則ってトレーサビリティを必要としない場合、コロナウイルスに感染した場合、集会・会合後 4 週間に対して、全参加者の連絡データを保健当局に連絡することが出来るよう、参加者に責任が科される。

(5) 上記の規定は、集会・会合の提供を利用する人または施設訪問者の匿名が法的拘束力のある限り適用されない。

第二 b 条 衛生および感染防止のコンセプト

(1) 施設およびサービスの営業許可に対して、本条例または本条例の添付書類に、特別な衛生および感染防止コンセプトが必要条件である限り、特に、第 1 条 2 項で挙げられているグループに属しない人との 1.5 メートルの人的最小距離の厳守のための措置、並びに、適切な清掃頻度、充分な手消毒の機会の提供、感染防止にふさわしい行動についての案内板などによる特別な感染衛生のための措置を表示し、その組織的な実行と責任を規則化しなければならない。特定の範囲で最小距離の厳守が一時的に確保出来ない場合には、代わりに、マスクの着用を義務としてもよい。または、同様な効果がある間仕切り(例えばガラス、プレキシガラスなどで作られた物)を使ってもよい。参加者が指定席に座るイベント又は集会の場合は、各々座席に対して、1.5 メートルの人的最小距離確保の必要条件は、第 2a 条 2 項に則った特別な感染経路の追求を確実にすることに置き換えを可能とするためである。

(2) 施設の開館あるいはサービスの実行の前に、衛生および感染防止コンセプトを保健所に提出しなければならない。コンセプトの内容及び実行に対する責任は施設並びにサービ

スの責任者が負う。下位の保健当局は、独自の裁量でコンセプトの検査をするかどうかを決定できる。また、コンセプトの変更を要求し、地元の治安局と連携して、追加の要求を決めることが可能である。

(3) 複数のイベントが開催される施設及び開催地では、一回コンセプトを作成して提出するだけで良い。

第八条 文化

(1) 劇場、オペラ、コンサートホール、映画館などの公立または私立の文化施設、並びに屋外のイベント場のコンサートおよび演技の際、衛生、入場コントロール、並びに、第1条2項で挙げたグループに属しない他者との間に1.5メートルの最小距離(待ち行列でも)の確保、部屋の定期的な換気(特にステージの範囲に)、第2a条1項に則ったトレーサビリティ、必要であれば、マスク着用義務(第2条3項)を実行に移すことを確実にするために適切な措置を取らなければならない。参加者が指定席に座ることは、各々座席に対して、1.5メートルの人的最小距離確保の必要条件を、第2a条2項に則って、特別な感染経路の追求を確実にすることに置き換えを可能とするためである。

(2) 300人以上の観客を集めるコンサート、上演の開催には、少なくとも上記の措置を確保する第2b条に則った特別な衛生・感染防止コンセプトを基本の下許可される。

(3) 第1項・第2項に則った話劇の上演、吹奏楽器或は歌、並びにダンスを伴う音楽の演奏の場合、観客とステージ間の距離を最小4メートル確保すること。

(4) 第1項とは別として、ドライブイン映画館、ドライブイン劇場などの施設の営業は、自動車の間の最小距離は1.5メートルを取り、チケット販売並びに衛生室(訳注;トイレ)の使用が第11条1項に則った商業店舗に対する諸条例に相当する場合には、許可される。

(5) 公共の場(屋内でも屋外でも)で歌・音楽をする場合、この条例の添付資料で定められている衛生・感染防止の基準を厳守しなければならない。

(6) 第1項・第2項とは別として、音楽のイベント、フェスティバルなどの文化イベントは、少なくとも10月31日まで禁止。

(7) 美術館、博物館、展覧会、ギャラリー、城、記念館などの施設の営業では、衛生、入場コントロール、並びに、第1条2項で挙げられているグループに属しない人との1.5メートルの最小距離(待ち行列でも)の確保、必要であれば、マスク着用の義務(第2条3項)の実行を確保するために適切な措置を取らなければならない。同時間に入場できる訪問者数は、施設面積に対して、一人当たり7㎡のスペースが確保出来る人数を超えてはならない。上記の条件では、第2a条に則ったトレーサビリティが確保された場合、ガイド・ツアーも許可される。これは、また、施設外のガイド・ツアー(例えば町のガイド・ツアー)にも該当する。

(8) 文化施設での飲食サービスについては、第14条が適用される。

第九条 スポーツ

(1) 公立、あるいは私立のスポーツ施設または公共スペースでの大衆スポーツ・レジャースポーツにおけるスポーツ、トレーニング及び試合運営の際、衛生、感染防止、入場コントロール、第1条2項で挙げられている人のグループに属しない人との間の最小距離1.5メートル(シャワールーム、更衣室、談話室、その他のコモナルーム、待ち行列でも)の確保のために適切な措置を取らなければならない。屋内スポーツの際には、部屋をよく換気することを確実にしなければならない。

(2) 最小距離の制限のない大衆スポーツ・レジャースポーツにおける身体接触の伴うスポーツ、トレーニング、及び試合運営では、屋内でも野外でも、30人以下のみに許可される。ただし、第2a条2項に則ったトレーサビリティを確保しなければならない。

(3) 観客のスポーツ場への入場は下記の第7項が適用される。300人以下、且つ、第2a条2項に則ったトレーサビリティの確保がされる時のみ許可される。

(4) フットネス・スタジオの営業に関して、この条例に添付されている衛生および感染防止の基準を厳守しなければならない。

(5) スポーツ大会などのスポーツイベントは、少なくとも2020年10月31日まで禁止とする。

(6) 第1項とは別に、下記の試合は許可される：

1. プロリーグ、団体/協会、或は協会のプロフェッショナルチームの試合は、労働保護法上の衛生・予防義務の遂行の他に、感染防止法に則った感染リスクの低減に対して責任を持ち、また、試合開催の責任者は、感染防止法第 28 条 1 項に則った予防措置のための州法に則って、所轄当局に、試合の実施前に適切な感染防止案を提出する条件で許可される。

2. 施設で衛生、感染防止、および人との距離が 1.5 メートル以上確保するために必要な予防措置が確保されている場合、プロの乗馬スポーツおよび競馬の競技は許可されます。

(7) 300 人以下の観戦者の試合場への入場は、衛生、感染防止、入場コントロール、並びに、第 1 条 2 項で挙げられている人のグループに属しない人との間の 1.5 メートルの最小距離（待ち行列でも）の確保、第 2a 条 2 項に則ったトレーサビリティのための適切な措置が取られる条件で許可される。但し、試合開催によって、試合会場の付近で人が集まる原因とならないように保証しなければならない。試合に関連して、放送制作（テレビ、ラジオ、インターネット）並びに放送局員が試合会場に入場することは許可される。

(8) 省略

第十八条 違反

(1) 違反行為に対しては、感染防止法第 73 条 2 項に準拠して 2 万 5 千ユーロまでの罰金が科される。

(2) 感染防止法の第 32 条、第 28 条第 1 項 1 節及び 2 節と相俟って第 73 条第 1a 項 24 番の則り規則違反行為とは、故意にあるいは過失に次のような行為することである：

2. 第 2 条第 3 項 1 節 9 番に違反して、旅客輸送サービスとその施設を利用の際マスクを着用しない

第十九条 発効、失効

この条例は発布の翌日に発効し、2020 年 8 月 31 日の有効期間を過ぎた後失効する。